

「リフォームローン」(プロパー)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

| | |
|----------------|---|
| 1. 商 品 名 | 「リフォームローン」(プロパー) |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満30歳以上満60歳以下で完済時満75歳を超えない方 ・ 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ 勤続(又は自営)年数が1年以上の方 ・ 法人役員の場合は勤続年数1年以上の方 ・ 継続安定した収入があり、前年の収入(事業主は申告所得額)が100万円以上の方 ・ 増改築等の対象となる物件に3年以上居住(家族でも可)している方 ・ 住宅ローン借入がある場合、借入後3年を経過している方 ・ 団体信用生命保険に加入できる方(保険料は当金庫が支払います) ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方 |
| 3. お 使 い み ち | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の増改築資金 ・ 住宅の修繕資金 ・内外装工事費用 ・ 住宅に付随する車庫、門、堀、物置、テラス建築資金 ・ 住宅の下水道設備資金 ※上記にかかる付帯費用、造成工事費用等 ※住宅の増改築資金が含まれば他行住宅ローン肩代可 |
| 4. ご融資限度額 | ・ 500万円以内(1万円単位) |
| 5. ご 利 用 期 間 | ・ 10年以内 |
| 6. ご 融 資 利 率 | ・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) (尚、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります) |
| 7. ご返済方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等、元利均等割賦返済(ご融資金額の5%以内につき6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です) ・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます |
| 8. 担 保 ・ 保 証 人 | ・ 連帯保証人が1名以上必要です、担保は必要ありません |
| 9. 手 数 料 等 | ・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円(税込)がかかります、約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円(税込)がかかります、詳しくは窓口でお問い合わせください |
| 10. 団信制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体生命保険は、一般団信に加入していただけます。お客様のご希望によって下記①の団体生命保険のいずれかを任意でご利用いただけます ※一般団信との重複加入は不可 ①がん保証付団信にご加入の場合(ご融資金利の上乗せはございません)していただけます) ・ 新規ご加入時年齢は満20歳以上51歳未満の方 ・ 保険対象期間は満75歳に達した年の12月31日に終了いたします ・ 就業障害が3か月を越え継続した場合、返済支援保険をお支払いします ・ 疾病により所定のお支払事由に該当されたら住宅ローンの返済が不要になります 【連帯債務でご利用の場合】 ・ 「夫婦連生団信」で、連帯債務者の夫婦それぞれに住宅ローン残高全額を付保できます ※詳細につきましては、当金庫の融資窓口にお問い合わせください |

「リフォームローン」(プロパー)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

| | |
|--------------------|---|
| 1 1. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p> |
| 1 2. そ の 他 | <p>・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください</p> |